

企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

●令和3年度事業報告	2.3
●マンスリートピックス	4
●会議所からのお知らせ	5.6.7
●相談事例からの発見	8
●読みもの	9
●お知らせ	10
●会議所スケジュール他	20

6

2022 Jun.

Vol.491

特集

諏訪商工会議所 令和3年度事業報告



写真：P4「マンスリートピックス」のコーナーで紹介
諏訪地域高校生の雇用促進連絡会議

日本商工会議所創立100周年
地域とともに、未来を創る



●諏訪商工会議所ホームページ
<https://www.suwacci.or.jp/>



●諏訪商工会議所 会員限定 メール配信サービス
セミナーや経営支援に関する情報をお届けいたします。
是非、ご登録ください。



諏訪商工会議所 令和3年度事業報告

当所は、令和3年度を総括する通常議員総会を5月27日に開催し、コロナ関連の支援事業、産業や地域の活性化、組織の強化を中心に取り組んだ昨年度事業、収支決算について報告しました。



令和3年度 総括的概要

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動停滞はあらゆる産業や生活において大きな影響を受けました。一企業・一個人では対応しきれない未曾有の危機の中で、地域経済の基盤となる中小・小規模事業者の皆様に適時適切にご支援が出来るよう、「地域の総合経済団体」としての役割を果たすべく行政等への要望や、各種の経営支援策を行ってきました。

諏訪市へは5回の緊急要望を行い、特に営業時間短縮要請によって甚大な影響を受けた飲食業者等への経済対策等の支援策を早急に講じていただけるよう要望しました。

4回にわたる、テイクアウト・デリバリー、飲食クーポン券やプレミアム付き飲食券の発行事業では、総額で約2億4千万円の直接的経済効果を生むことが出来、売上減少の抑制と同業種や関連業種に従事される方々の雇用維持の一助となることも出来ました。しかしながら、長引く活動自粛の影響は飲食業・観光業等では依然として売上が回復せず、一刻も早い収束を願うばかりです。

製造業においては、半導体供給不足による自動車等の完成品納期遅延の影響による金属加工部品の生産量低下もありましたが、ほぼ順調な推移となりました。

また、観光庁の「地域資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」を受託し、諏訪圏工業メッセ実行委員会などと連携し、観光需要の回復を目指し取り組みました。

新型コロナウイルスの影響で、令和4年度の地域イベントも既に中止になっているものがありますが、収束後の経済活動再生と力強い地域経済基盤の構築を図るため、業界団体との連携を密にし、会員の皆様の支援をまいりますので、商工会議所議員の皆様、会員の皆様のご協力をお願いいたします。皆様と共にこの難局を乗り越えていきましょう。



▲ 金子諏訪市長へ要望書を手渡す正副会頭

産業振興推進部門

● 産業振興委員会

「諏訪しごとの魅力発信」気運醸成事業を実施し、動画作成支援・発信促進する取り組みの他、防災や感染症予防対策など情報提供を行いました。



動画コンテストには、21 作品のエントリーがあった(表彰式)▶

まちづくり推進部門

● 賑わい創出委員会

諏訪市商業連合会と協力して「新えびす講」を実施しました。

また、「得するまちのゼミナール(まちゼミ)」を開催し、26 講座・約 246 名が参加し、お客様からはプロの知識や新たな知識が近隣で学べると大変好評でした。また参加店は新規顧客獲得やお店のファンづくりができる機会となりました。



▲ 諏訪市委託事業 プレミアム付飲食・タクシー券の販売の様子

観光推進部門

● 地域資源活用委員会

夏にアクティビティ発信事業としてのぼり旗・横断幕を設置し、冬には冬の賑わい創出事業として上諏訪駅周辺跨線橋内に横断幕設置などを行い、諏訪の地域資源を活用した取り組みを行いました。



▲ 地域資源 のぼり旗・横断幕

交通対策推進部門

● 交通対策特別委員会

上諏訪駅周辺整備、国道20号諏訪バイパス、スマートインターチェンジ、諏訪湖周サイクリングロードの早期建設促進等について提言・要望活動や諏訪市建設部との意見交換を行いました。

諏訪中小企業相談所の活動実績

諏訪中小企業相談所では、経営指導員による金融・税務・経理・経営・労務・取引などの経営相談は、巡回指導 127 企業に対して 260 回、窓口指導 406 企業に対して 969 回、創業指導は 29 人に対して 35 回行いました。そのうち新規創業者は 12 人。

また、経営セミナーなど講習会開催による集団指導は 11 回、受講者は 224 人、納税相談などの個別指導会は 25 回、受講者は 1,866 人でした。

他、令和 3 年度の提案型補助金事業及び受託事業は合計 3 件、総額 435 万円でした。

活動方針

選択と集中

- ◆ 資源を選択集中により効果的に投入すると共に、投入資源と効果とを評価し、効果が不十分な案件については、廃止も含め見直しを行う
- ◆ ボトムラインがないため、一般企業（ボトムライン＝利益で判断）と異なり、業務が拡大する傾向があり、当初の目的等が忘れ去られ、惰性化することを防止する

商工会議所機能の明確化

- 主体ではなくコーディネート機能に特化する
- 各経済主体が自力で元気になるなければ始まらない
- ◆ いたる所に儲かる仕組みを作りあげる支援機関として機能する
- ◆ 地域のリーダーを中心に自分たちの課題を自分たちで解決していく仕組みづくりを支援していく機関
- ◆ 行政、ものづくり推進機構、観光協会等の棲み分け

個社企業を元気にする事に注力する

- ◆ 意欲のある企業を支援し、ブランド化し、その成功事例を拡大する
- ◆ 様々な経営主体がある業界及び商店街を取りまとめて、施策を立案し合意を形成し、実行することは極めて困難である元気な企業を核に → 業界・商店街の活性化に拡大することが唯一現実的。

経営支援、相談機能の強化

- ◆ 困ったとき（財務 後継者継承 税務等）に一番先に相談してもらえる機関となる。
- ◆ 会員より頼りにされ評価される商工会議所となる。

経営発達支援計画に基づく伴走型支援の強化

- ◆ 変化の激しい時代に勝ち残り事業を継承していくためには、経営計画を考える事が重要。事業者の経営計画の作成やその実施を手助けする伴走型支援を行う。
- ◆ 事業承継支援の強化

(小規模支援法によりH28年4月に認定)

4月

- 22日 ▶ 木遣り保存会役員来所
- 23日 ▶ 不動産相談会
- 24日 ▶ ライオンズクラブ国際協会第68回地区年次大会
- 25日 ▶ 事業復活支援金相談会
- 26日 ▶ 労働災害防止団体長会議
SUWA ーケーション協議会(仮称)設立準備会議
- 27日 ▶ 女性会新旧役員会・監査会
- 28日 ▶ 青色申告会監査会・正副会長会



5月

- 9日 ▶ 第74回諏訪湖上花火大会第2回実行委員会・運営委員会
青年部定例会
- 10日 ▶ 下期監査会
- 11日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 監査会・新旧役員会
- 12日 ▶ 諏訪市商業連合会 監査会・役員会
- 13日 ▶ 諏訪法人会諏訪支部監査会
- 17日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 諏訪地域高校生の雇用推進連絡会議
- 19日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 諏訪実業高校企業勉強会
第2回諏訪圏工業メッセ2022実行委員会

5/17
(火)

高校生の円滑な採用を目指して 諏訪地域高校生の雇用促進連絡会議

諏訪地域の高校進路担当教諭、企業、行政機関などが協力して高校生の採用を推進していくことを目的に毎年開催しています。7月8日(金)に「高校生対象 諏訪地域合同就職説明会」の開催が諏訪実業高校学内で開催することが決まり、諏訪地域へ就職を希望する高校生が安心して就職活動ができるような活動を続けていきます。



高校の進路担当教諭より説明を受ける企業担当者

5/24
(火)

クラウドファンディング入門セミナー

改めてクラウドファンディング(CF)を学ぼうと、当所金融財務部は、竹内三三さん(長野県信用組合 執行役員・シニアアドバイザー)を招きセミナーを開催しました。

オンライン配信で10名が参加し、CFの基礎から成功の秘訣など、資金調達、テストマーケティングや顧客(ファン)づくりに活用できるCFの活用方法を、事例を交えて学びました。



クラウドファンディングセミナーの様子

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

Be a Great Small
中小機構

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

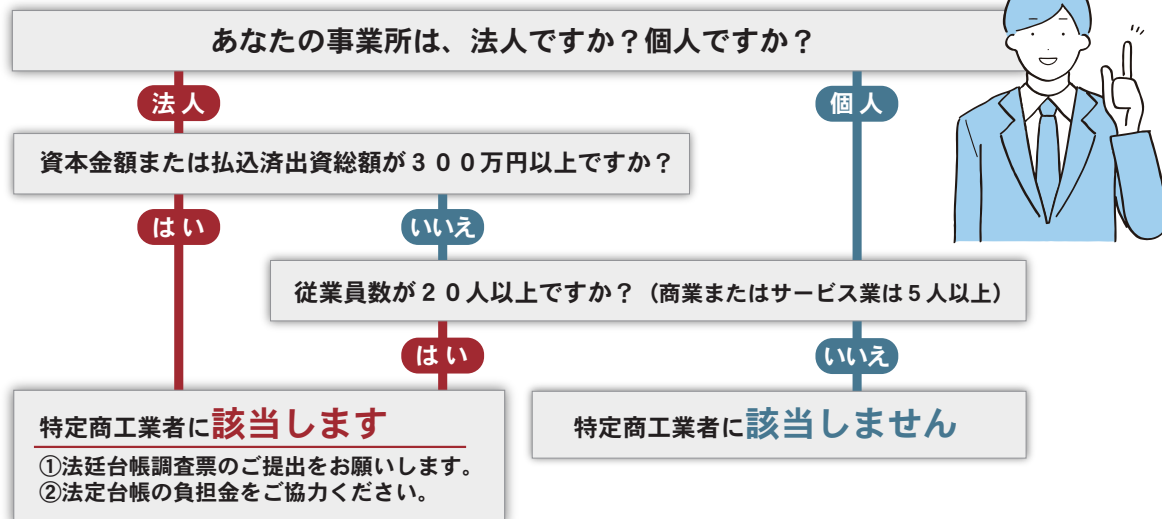
特定商工業者調査にご協力ください

商工会議所は、法の定めるところにより地区内の商工業者の調査を行い、法定基準に照合して該当する商工業者を確認して法定台帳を整備しています。

従来から特定商工業者に該当の方や、今回新たに該当の方も、事業所調査と負担金の納入にご協力くださいますようお願いいたします。

諏訪商工会議所では、全国の商工会議所で主に使用されている専用情報端末を利用してデータを管理し、随時検索・訂正及び出力の他、統計資料作成など迅速に対応できるようにしております。現在、個別の詳細情報を保護する観点から一括しての公開及び閲覧は行っていません。（商工会議所会員名簿とは取扱いが異なります。）

下記のチャートで特定商工業者に該当するかどうかお確かめください。



特定商工業者は商工会議所会員とは異なります

● 商工会議所会員

自由意思によって加入し、商工会議所の諸事業をより積極的に活用することにより、事業の拡大を図ることができます。

負担金とは別に会費をご負担いただきます。

● 特定商工業者

法律で義務付けられた制度。法で定められた基準以上の規模であれば、会員・非会員を問わず、特定商工業者の登録義務・負担金納入義務が課せられます。



「法定台帳」って何？

諏訪市の最新企業データベースで、企業の戸籍簿です。登録情報に基づき、全国の商工会議所や行政からの問い合わせに対する照会資料として、あるいは商工業の取引活動を活発にするものとして地域経済の振興に役立っています。



「負担金」とは？

法定台帳を作成・管理・運用するための経費です。法の定めにより、長野県知事の許可を得て、年額千円の負担金を賦課させていただいております。

税金とは異なりますので不払いによる罰則規定はありませんが、本制度をご理解頂き納入のご協力をお願いいたします。税務処理は、公租公課費用として損金処理ができます。



台帳の活用

法定台帳に事業所の内容を登録し、国などからの調査・照会・統計・情報提供を行っています。

商工会議所は、最善の注意をもって法定台帳を管理する一方、様々な施策展開や調査、緊急時、災害時などに役立っています。



**法定台帳調査票兼同意書がお手元に届いたら
6月30日（木）までにご返送をお願いいたします。**

ご協力をお願いいたします



お問い合わせ

諏訪商工会議所

TEL 0266-52-2155

受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）

information 会議所からのお知らせ

▶▶▶ 会員の皆様へ 令和4年度会費納入のお願い

会員事業所の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当所事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和4年度会費につきまして、下記の日程でご請求させていただいております。

ご請求の時期 ▶ 令和4年5月末頃 *納付書を郵送しておりますのでご確認ください。

納入締切日 ▶ 令和4年6月30日(木) *口座振替をご利用の皆様には5月20日(金)に自動振替をいたしましたので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】諏訪商工会議所 TEL:52-2155

▶▶▶ 得するまちのゼミナール開催中！

諏訪市内のお店の方が講師となり、プロならではの技術や専門知識を無料で学べるまちゼミが開催中です。
知らなかったお店や気になっていたお店へ気軽にご参加いただけます。
この機会に是非ご来店ください！

●開催期間

令和4年6月11日(土)～7月10日(日)



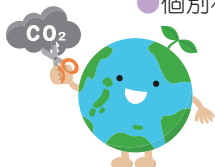
▶▶▶ 脱炭素経営入門セミナー＆個別相談会

参加費
無料

脱炭素経営のポイントを専門家が丁寧に解説します！是非ご参加ください。

●日時 令和4年6月21日(火)

- セミナー 14時00分～15時30分
- 個別相談会 ①13時30分～14時00分
②15時30分～16時00分
③16時00分～16時30分



●会場 諏訪信用金庫 六斗橋支店（諏訪市豊田 273）

●講師 (独) 中小基盤整備機構
中小企業アドバイザー 坂田 卓也 氏

主催 諏訪信用金庫 共催 諏訪商工会議所 他

【お申し込み・お問い合わせ】諏訪信用金庫 ビジネスサポート部 TEL:0266-78-8078

▶▶▶ 事業復活支援金 申請期限及び事前確認期限 6/17 まで延長

事業復活支援金の申請期限が6月17日(金)まで延長となりました。申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は6月14日(火)までです。但し、申請や事前確認のために必要な「申請IDの発行」は5月31日(火)までですのでご注意ください。(2022年5月20日時点の内容)

申請をご検討される場合は、お早めに申請IDを発行していただき、必要書類を準備して登録確認機関での事前確認を受けた上で申請をしてください。※申請は1回のみです。

事業復活支援金HP <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>



▶▶▶ 職場のマタハラでつらい思い、させていませんか？

「妊娠したから解雇」は違法です！

6月は「第30回男女雇用機会均等月間」です。妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント、通称マタハラ)は、依然として都道府県労働局雇用均等室に寄せられる相談件数が多い状況です。

「妊娠したから解雇」は違法ですので、長野労働局 雇用環境・均等室にご相談下さい！



【お問い合わせ先】長野労働局 雇用環境・均等室 TEL:026-223-0551

▶▶▶ 新卒採用に向けて 就職企業ガイド 掲載企業募集！

諏訪地域労務対策協議会は、令和4年版求人用企業紹介冊子「諏訪地域企業ガイドブック2024」を作成します。全国の大学・短大の他、地元の高校、職業安定所や公共機関に設置され、諏訪地域への就職を希望する皆さんに配布されます。例年、諏訪地域最多の企業情報を掲載しています。

1. 冊子の概要

- ①体裁：B5版、約200頁、全カラー
- ②発行部数：約4,500部
- ③WEB：企業基本情報（誌面と同内容）

2. 掲載費用：88,000円（税込）※諏訪市労務対策協議会会員は特別価格で別途ご案内します。

※規格は1社あたりB5版1頁の掲載

3. お申込み方法及び締切日

6月24日（金）までに、下記問い合わせ先までご連絡ください。

労務対策協議会の会員企業の皆様へは別途ご案内いたします。



【お問い合わせ】諏訪市労務対策協議会 TEL:0266-52-2155

▶▶▶ エイジフレンドリー補助金 申請受付中！

● 高齢者が安心して働ける職場環境へ

高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うものです。特に、医療・福祉施設、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、人と密に接する機会の多い業務での感染防止設備や作業の改善も重要です。

申請受付期間

10月末まで

支給対象となる事業者

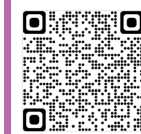
高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
中小企業事業者で労働保険に加入している事業者
※そのほか支給決定に当たって審査があります。

補助対象となる対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するために要した費用

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ・高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育
- ・その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

詳細はコチラ



【お問い合わせ】令和4年度補助事業者（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

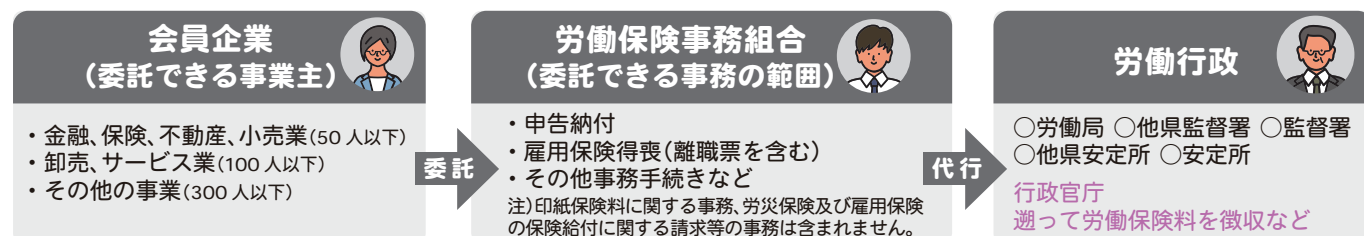
電話 03-6381-7507 平日（10:00～12:00、13:00～16:00）、土日祝日休

メール af-hojyomucenter@jashcon.or.jp

● 諏訪商工会議所 労働保険事務組合のご案内

諏訪商工会議所では、厚生労働大臣の認可を受け、事業主が行うべき労働保険事務について代行業務を行っています。

現在、会員事業所約250件の労働保険事務を受託しています。



事務処理委託のメリット

1 事業主及びその家族従業員の労災保険への特別加入（第1種）が認められる

2 保険料の多寡に関係なく延納ができる（3分割納付）

3 事務量が大きく軽減される

4 （継続事業の場合）
諏訪本社において他府県展開事業所の申告納付・
労務管理ができる
（法律上当然ではないため厚生労働大臣の認可が必要）

【お問い合わせ】諏訪商工会議所 労働保険事務組合 TEL:0266-52-2155

●●●●● 商工会議所相談事例からの発見 ●●●●●

諏訪市内の事業者の皆様が感じている経営課題

ご協力いただいたアンケートより

コロナ禍に限らず次々と始まる政府の施策等経営環境は目まぐるしく変化し、経営者の皆様も経営に対する不安や課題を感じていると思います。そのような「現在感じている課題」を商工会議所や諏訪市が実施する支援の検討の一助とするため、2月～3月に会員事業者の皆様へアンケートのご協

力をいただきました。今回はその結果をご報告いたします。

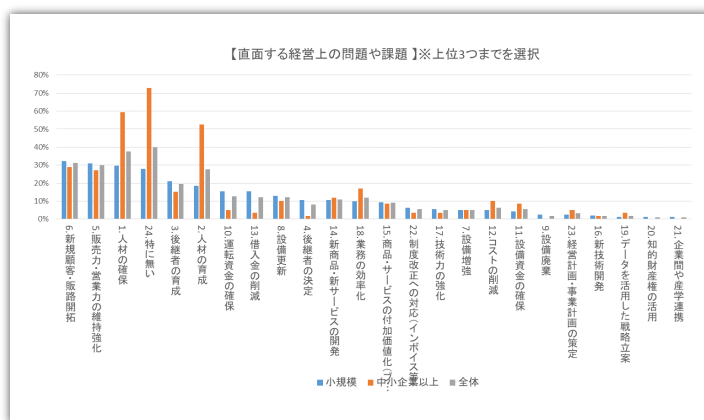
今回のアンケートは 221 者より回答をいただき、そのうち小規模事業者は 162 者です。今回の集計は「小規模事業者」「中小企業以上」の規模別で行っていますのでご了承ください。

調査結果 直面する経営上の問題や課題について

小規模事業者の皆様は「新規顧客・販路開拓」「販売力・営業力の維持強化」を感じている方が多く『業績の伸び悩み』を重要な経営課題として捉えています。「人材の確保」については規模にかかわらず苦慮しています。

また規模別に感じている課題も異なり、ある程度規模のある企業は「人」「効率化」「お金」も関する課題を感じています。

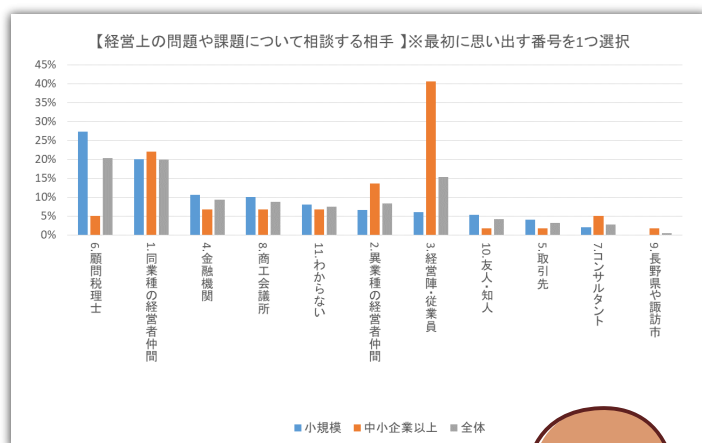
※各項目を回答数で割算しパーセンテージを算出。
(小規模 162、中小企業以上 59)
※小規模事業者の多い順です。



調査結果 経営上の問題や課題について相談する相手

小規模事業者の皆様は「顧問税理士」「同業種の経営仲間」に相談に多く相談しています。これはあくくまで予想ですが、税理士さんは1ヶ月に1度、同業の経営者仲間も会う機会が多いことから接触頻度が多く信頼が高いこと、そして相談する機会も多い事が要因だと感じています。

意外に感じたのが、中小企業以上の「経営陣・従業員」の割合の高さでした。約20年前は、経営者の方は社内に相談する相手が少ないと聞いていたので、この結果をとて嬉しく思っています。そしてこの結果を見て反省しているのが、商工会議所の割合です。この結果は事業者さんとの接触頻度が低いことが原因だと自身反省をしています。(このことは、商工会議所職員として感じる課題でもあります。)



※各項目を回答数で割算しパーセンテージを算出。
(小規模 162、中小企業以上 59)
※小規模事業者の多い順です。



最近では当会議所に限らず行政や団体等たくさんアンケート協力のお願いが来ると思います。当所と諏訪市でも今後、できるだけ5分以内で答えられ

る内容のアンケートをご依頼する予定です。そんなアンケートがお手元に届きましたら、ご協力何卒よろしくお願いします。
(職員 中沢 源雄)



『ちびだら消費』と『ヘルシースナッキング市場』

日経B P総合研究所 上席研究員
渡辺 和博

コンビニ発のヒット商品や新しいカテゴリーの商品はたくさんありますが、最近、私が面白いと思うのが、ちぎりパンや小分けパンです。パンが最初から小分けにできるように、小さく区切ってあったり、小さいサイズのパンやパイが一つの袋に複数個入っていたりするものです。

この「小分けができる」「ちぎれる」など一度に食べきれないことが前提の食品にはいくつかの特徴があります。(1) おなかの空き具合に合わせて適量ずつ消費できる、(2) いざとなれば複数人でシェアできる、(3) ちぎるという行為がちよっとした快感もあり気分転換になる、といったことです。

一度に消費しないで、少しずつちびちびと取るというスタイルは、ペットボトルのお茶の登場で、飲料の分野では大きなトレンドになり、一気に定着しました。コーヒー系飲料もペットボトル入りやふた付きの缶に入ったものが登場してヒットしました。飲料業界でいう「ちびだら飲み」ですが、単に容器の形状が変わっただけでなく、飲用シーンそのものに変化をもたらしました。食卓や居間、カフェなどの店舗で急須やカップを使うのが当たり前だったお茶を、オフィスの机の上や、アウトドアなどでも楽しめるように大きく広げました。

食べ物やスナックも食事の際に一度にたくさん食べるのではなく、間食を効果的に取り入れて食事の回数を増やすスタイルは「ヘルシースナッキング」と呼ばれ、ダイエットに有効として注目されています。一般に、間食

すると太ると考えられていますが、一日に摂取する総カロリーを増やさずに食事の回数を増やして、強い空腹感をつくらないようにすると、かえって太りにくくなるという研究結果が出ています。

このためヘルシースナッキングは、ダイエット法の一つとして数年前から米国で流行していました。国内でも外食の自粛や在宅テレワークの普及などで、自宅で食事を取ることが増え、ここにきて再び注目を集めています。

小腹が空いたらカロリー控えめで血糖値が急上昇しにくいおやつを取り、可能ならば、同時にビタミンやミネラル、食物繊維、タンパク質などを補給できれば一石二鳥です。米国ではナッツやドライフルーツがヘルシースナッキングの代表的な食品とされています。国内でもさまざまな食品メーカーがこのジャンルを狙って機能性を加えたクッキーやチョコレートなどの商品を発売しています。しかし、まだ開拓の余地はあり、これから大きくなる分野だと私は見えています。

全国各地の道の駅や産直売り場をのぞくと、ドライフルーツや米粉を使ったスナック、干し芋、あるいは海産物の干物など、うまく原材料や加工法、パッケージなどを工夫すれば、ヘルシースナッキングにぴったり、と思える商品がたくさんあります。良質の乳製品や豆類、雑穀類などの素材もうまく生かせる分野だと思います。商品を出している大手食品メーカーだけでなく、地方の中小企業も特徴ある商品づくりができそうに感じます。

戦国武将のリアル



「家康のお気に入りだった本多正純」

東京大学史料編纂所 教授
本郷 和人

前は松平正綱だったので、今回は本多正純を取り上げる。この二人は、徳川家康のお気に入り、家康の側室を賜っている、という妙な共通点があるのだ。

永禄8(1565)年、本多正信の嫡男として生まれる。父の正信は一時家康に敵対する陣営に参加したために、徳川家を離れていた。正信は徳川重臣の大久保家で保護されていたようだが、やがて正信が家康の元に帰参すると、正純も家臣として働くようになった。

家康が幕府を開くと、特に重く用いられた。慶長10(1605)年、家康は子の秀忠に將軍職を譲って駿府に移り、家康・秀忠の二元政治を始めた。秀忠には大久保忠隣が、駿府の家康には正純が補佐役として付き、正信が両者を調整した。慶長13年には小山藩33万3000石の大名として取り立てられた。またこの頃、正純は家康から側室のお梅の方(越前大名・青木家の娘)を賜り、正室としている。

元和2(1616)年、家康と正信が相次いで逝去。正純は江戸に転任し、2代將軍・徳川秀忠の年寄(後の老中)を務めた。2万石を加増され5万3000石の大名に。元

和5年には宇都宮藩15万5000石に躍進した。だが、こうした出世は周囲から嫉妬されるようになる。

元和8年8月、幕府の使者に、鉄砲の秘密製造・宇都宮城石垣の無断修理、さらには秀忠暗殺の画策(宇都宮城釣天井事件)などを厳しく問いただされた。正純はいちいちに反論したが、使者は出羽国由利(現在の由利本荘市)5万5000石への左遷を通達した。罪状に身に覚えのない正純は、この沙汰を受け入れなかったため、幕府は本多家の改易、出羽国由利へ流罪を命じた。正純の処罰は世代交代が進む幕府重臣の勢力争いの結果と見るのが穏当である。彼の失脚により、家康時代の重臣は皆、務めを失い、土井利勝ら秀忠側近が台頭した。

秋田の佐竹藩の監視を受けることとなった正純は、牢にこそ入らなかったものの、逃亡防止のため不自由な屋敷に押し込められたといわれる。寛永14(1637)年3月10日、配所の横手で死去した。享年73。なお、お梅の方は配所には同行せず、剃髪して伊勢国で静かな生活を送った。正保4(1647)年、伊勢国山田で没した。享年62。



東商検定IBT・CBT
INTERNET AND COMPUTER BASED TESTING

東商検定 3つのポイント

POINT | 1 試験方式が選べる

IBTはインターネットを通じてご自宅や会社のパソコンで試験を受ける試験方式、移動の手間や時間の節約ができ、いつもの慣れた環境で受験できます。CBTは全国各地のテストセンターで受験する試験方式で、パソコンの準備ができない方や不安な方も安心して受験できます。

POINT | 2 試験日時が選べる

所定の試験期間内であれば土日・祝・平日を問わず受験が可能。試験時間も10:00～19:00の間から選択できます。

POINT | 3 合否がすぐにわかる

試験終了後、即時採点されて画面上に合否と得点が表示されます。



高齢者や障がい者に快適な住まいを提案するアドバイザーです。医療・福祉・建築の3つを体系的に学ぶことができるため、超高齢化社会を迎えている日本においてはあらゆる業界でも重要性が増しています。

次回試験期間 ▶▶▶ 第48回 7月22日～8月8日

申込登録期間 ▶▶▶ 第48回 6月15日～24日



環境に対する幅広い知識をもち、社会の中で率先して環境問題に取り組む「人づくり」と環境と経済を両立させた「持続可能な社会づくり」を目指せます。

次回試験期間 ▶▶▶ 第32回 7月22日～8月8日

申込登録期間 ▶▶▶ 第33回 6月15日～24日



色は常に身近な存在として文化や世相に大きな影響を与えています。カラーコーディネーター検定では色の持つ効果を実践的に学ぶことで、その知識をビジネスシーンで活かすことができます。

次回試験期間 ▶▶▶ 第53回 10月21日～11月7日

申込登録期間 ▶▶▶ 第53回 9月13日～22日



業務上のリスクを的確に回避するために、法律は業種・業態を問わず全てのビジネスパーソンにとって必要な知識です。その基礎を体系的・効率的に学べます。

次回試験期間 ▶▶▶ 第52回 10月21日～11月7日

申込登録期間 ▶▶▶ 第52回 9月13日～22日

企業では、3名以上から受付可能な団体受験がお勧めです。詳しくは諏訪商工会議所(52-2155)までお問合せください。



申し込みは「東京商工会議所 検定試験ウェブサイト」から



新会員のご紹介

会員数1593件(5月20日現在)

事業所名	代表者名	住 所	電話番号	営業内容
(株)オートプラザ諏訪	河西 進	四賀2354-1	57-1260	自動車整備業
(株)IKI&IKI	橋本 芳裕	茅野市ちの3502-1 ベルビア2F ワークラボ八ヶ岳内	080-4927-4416	職業紹介・労働者派遣業
談話酒席 遊	丸山 美保	大手2丁目1-8 KMビル2F	52-0842	飲食店
マンパワーグループ(株) 甲信支店	矢野 敦史	長野市御所岡田215-1 フージャース長野駅前 ビル1F	026-228-1069	労働者派遣業
エイクイック・ポテンシャル(株)	浅尾 千広	中洲3003-7	75-0470	中小企業管理部門に関する 経営層のプランニング・ オペレーション・アドバイザー
酒処 くみ	池田 久美子	大手2丁目3-11	58-1011	飲食店

定例相談日

※相談会場は諏訪商工会館です。

▶ 発明相談会

諏訪圏特許事務所連合会(弁理士会諏訪支部)

6月16日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談

【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会

▶ 広域専門指導員による定例相談会

要
予約

毎週水曜日 午前9時～午後5時

創業や事業承継、事業計画策定等についての相談。

【専門相談員】諏訪地域広域専門指導員

▶ 日本政策金融公庫(松本支店)

随
時
実
施

国民生活事業相談

長期、低利(固定)の設備・運転資金について相談。

【専門相談員】日本政策金融公庫 松本支店

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご連絡ください。 ☎0266-52-2155

▶ 諏訪中小企業支援センター

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

経営、金融、税務等についての相談。

【専門相談員】当所 経営指導員

会議所スケジュール

- 6月**
- 3日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 諏訪地域合同就職説明会
 - 7日 ▶ 諏訪市青色申告会総会
諏訪地区労働保険事務組合協議会 定期総会
 - 8日 ▶ 女性会 定期総会
 - 9日 ▶ 事業継続力強化計画の認定フォローアップ
セミナー(オンライン開催)
諏訪市商業連合会 定時総会
 - 12日 ▶ 第161回日商簿記検定試験
 - 15日 ▶ 社内展開の前に、リーダーが知っておきたい
DX導入のポイント②(オンライン開催)
諏訪市労務対策協議会 定期総会
 - 16日 ▶ 発明相談会
 - 20日 ▶ はじめてのGoogle広告オンラインセミナー
 - 22日 ▶ 諏訪法人会諏訪支部 定期総会
 - 25日 ▶ スワコエイトピークス ミドルトライアスロン
大会 2022
不動産相談会
 - 26日 ▶ 第225回日商珠算・暗算検定試験

- 7月**
- 1日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 高校求人セミナー
 - 2日 ▶ 会員親睦ゴルフ大会
 - 8日 ▶ 源泉指導会
諏訪市労務対策協議会
高校生対象 諏訪地域合同就職説明会
 - 23日 ▶ 不動産相談会

COOL CHOICE 当所では、夏期営業中の役職員の軽装、節電などを
通じて「COOL CHOICE」を推進しています。

未来の
ために、
いま選ぼう。

環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター
君野イマ



環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター
君野ミライ

6/23
より

「SUWA おひきたてクーポン券」 の配布・利用がスタート！



ぜひ諏訪市内のお店をご利用ください！

実施期間 令和4年 6月23日(木) ～ 9月30日(金)

利用方法

- ・取扱店舗のうち、“配布店”に該当する飲食店で、合計1,000円ごとにクーポン券を1枚進呈
- ・配布された飲食店を含むすべての取扱店舗で割引券として利用可能
- ※クーポン券は在庫がなくなり次第、配布終了



取扱店の皆様へ

①実施要項、②ポスター、③取扱店舗一覧、④クーポン券(配布対象店のみ)は、6月15日頃に取扱店舗へ郵送します。

注意事項

- ・「実施要項」にはクーポン券の取り扱いや換金について記載しますので、内容をよくご確認ください。
- ・ポスターはお客様の目につきやすい場所へ掲示してください。
- ・6月23日より前にクーポン券を配布したり、割引しないようご注意ください。

引き続き、取扱店舗を募集します

- ・お申込みにあたっては、「募集要項」をよくご確認ください(4月末に全会員事業所へ郵送、会議所HPに掲載)。
- ・飲食店を含むすべての事業所は、クーポン券の「利用店」としてご登録いただけます。
- ・会議所HPから「申込書」をダウンロード、またはフォームよりお申込みください。
- ・中小規模事業者の支援という目的のため、大規模小売店舗立地法の対象となる事業所は対象外です。なお、大規模小売店舗内のテナントなど、お申込み可能となる店舗もあります。

